

1924年の上海製糸業における 労働争議と糸繭女工会の成立

曾 田 三 郎

はじめに

上海の製糸業における大規模な労働争議はまず1922年に発生し、ついで24年と26年にも発生した。本稿は、南京国民政府成立前のこの製糸業の労働争議史に関する研究の一環をなしている。22年の争議については、すでに発表した論文¹⁾——以下、拙稿と略称する。——で検討したが、それは同年までの紡績業の争議に類似した面をもつ²⁾、女管車主導の争議であった。

本稿で取り上げるのは、大規模なものとして22年について発生した24年の虹口での争議であるが、この争議の結果は22年以来の女管車主導の争議の到達点を示しているといつてよい。すなわち24年の争議の結果として、22年の争議で提起されていた製糸女工の団体の結成が、はじめて経営者側によって承認されたのである。

ところで製糸業の場合は、26年の労働争議の時に上海総工会がかなり活発に活動したようであるが、紡績業に比較すると労働者への中国共産党の影響の浸透は緩慢であり、5・30運動においても製糸女工は目立った動きを見せなかった。しかしこのことは製糸女工への共産党の働きかけが、26年の争議までにまったく無かったことを意味しているわけではない。24年の争議には22年のそれとは異なった一面もうかがえるのであり、製糸業における労働争議の変化のきざしについても、可能なかぎり明らかにしてみたい。

I. 争議の発生

争議は、雲成、物華両糸廠から始まった。1924年6月14日、この両工場の女工たちが賃

上げを求めてストライキを起こした。この2工場に続いて争議が発生したのは、同豊永糸廠である。同工場の女工は労働時間の延長と賃金の支払いの遅延に不満をもち、経営者側と交渉しようとしたところ、職員は逃亡してしまった。このため女工たちは工場内を破壊し、さらに裕経糸廠に押しかけ操業の妨害をはかった。このため裕経の女工も仕事を離れ、操業は停止の状態に陥った。

裕経糸廠のように、他の工場の女工に押しかけられて操業を停止した工場はほかにもあり、統益、長源、天昌の3工場には、雲成や物華の女工が押しかけた。また元豊、通経、通緯の3工場には統益の女工が押しかけ、労働時間の短縮と賃上げを要求して、認められなければストライキを実行するように、3工場の女工に働きかけた。

また経営者自身が不穏な状況を察知して、自ら操業を停止した工場もある。たとえば良質生糸の生産で有名であった瑞綸糸廠が、そうである。こうした工場も含めて最初の争議から5、6日を経過した時点では、14の製糸工場が操業を停止し、仕事を離れた女工の人数は6,000人に達した³⁾。争議は虹口の大部分の製糸工場に波及するとともに、女工が閘北に行って騒ぎを起こそうとしているといううわさが流れるなど、閘北にまで拡大する勢いを見せた。

当時の『民国日報』(1924年6月20日)が「最近の上海社会の重大事件」と称した24年の争議は、最初から特定の目的を実現するために、組織的に起こされたわけではなかったようであり、争議の発端となった原因については、賃金や賞金への不満、労働時間の延長や管車による

虐待への反感等いくつかのものが指摘されていた(『時報』1924年6月19日)。しかしなかでも女工たちが強い不満をもっていたのは、賃金についてであった(『民国日報』1924年6月18日)。24年度の操業の開始にあたって、女工たちがとくに賃金に不満をもったのは、経営者側が決定した賃金額が前年度より少なかったためである。

24年度の操業の開始にあたって、経営者側が賃金額を抑制しようとしたのは、不況のためであった。好調な先約定で始まった23年度と異なると、24年度の操業は外商による買い付けが不振な状態で始まろうとしていた。経営者側によれば、去年の同じ時期は生糸の1担当りの相場が最高で1,700両から1,800両に達したのに対して、24年度は1,000両以下に低迷していた。

製糸女工の賃金については、1年に2度、基準となる最高賃金額を経営者側の団体である糸繭総公所で協定するのであるが、23年度の夏挽期の最高賃金額は4角5分であり、生産量が減少する春挽期に入って3角8分に改定されていた。ところが24年度の夏挽期に入るにあたって、不況を理由に経営者側は昨年度の夏挽期の賃金額にもどすことはせず、協定最高賃金額を3分減額して4角2分とする方針を示したのである。製糸女工は労働条件の様々な面について不満を持ちつつも、主要にはこの賃金問題を原因に自然発生的にストライキを起こし、また同調を求めて他の工場にも押しかけたのである。

争議の発生に対して製糸工場の経営者側では、6月17日に代表が糸繭総公所に集合して対策を協議したが、その結果、予定どおりに旧暦の6月1日から3角8分の賃金を4角2分に引き上げると同時に、操業の再開のために警察に保護を要請することになった(『申報』1924年6月18日・19日)。経営者側は外商との先約定の履行に迫られていたが、当時の生糸価格の低迷という状況の下で、女工たちの賃金額への不満にはこたえないままに、警察の力に頼って操業の再開を実現しようとしたのである。

女工たちの賃上げ要求は経営者側の会合で拒

否されたわけだが、この経営者側の姿勢にどう対処したらよいのか、女工側は意思を表明できるまとまりを欠いていた(『時報』1924年6月19日)。解決のための糸口が見出せないままに争議が継続するという膠着した状態のなかで、女工たちに代わって経営者側と交渉し、争議を解決に導こうとする団体が、やがて出現するようになった。そのような団体として最も早く活動を開始したのが、糸紗女工協会である。

II. 糸紗女工協会について

糸紗女工協会(以下、しばしば女工協会と略称する。)の結成のための最初の準備会は、1924年1月5日に開かれた。発起人となった女工は130人余りといわれているが、この準備会に参加した女工の人数は30人ほどである。またその名称にもかかわらず、紡績女工が参加した形跡は見当らない。この日の準備会において9条からなる「上海糸紗女工協会籌備処簡章」が決定されているが⁴⁾、まずこの「簡章」から、女工協会の結成の推進にあたった指導グループの女工たちや援助が期待された外部の勢力の性格、それに女工協会結成の目的について検討しておこう。

女工協会の結成を推進する「職員」である「籌備員」や「名誉董事」については、「簡章」の第3条と4条で規定されている。女工のなかから選ばれる「籌備員」は、「13の幫の代表より推薦する」ことになっており、女工協会結成の準備を進めた指導グループは、女工の同郷的結束を基礎に選ばれていたことがわかる。女工協会の結成が13の幫を基礎に進められていたことは、準備会の開催の後しばらくして発表された第2回の「宣言」(『民国日報』1924年2月13日)からも明らかであり、それは女工を結集するにあたって、「各幫の領袖」の連合を実現する方針を示していた。こうした13の幫を基礎にした団体の結成方針は、拙稿で取り上げた上海女子工業進徳会や糸廠女工団にも見られた。

「籌備員」の人数について、「簡章」の第4条では主任と副主任を含めて13人となっていたが、実際に選ばれた人数は32人である。「籌備

員」の主任に選ばれたのは穆志英であり、22年に彼女とともに女子工業進徳会の結成を進めた趙蘭英が副主任に就任している。また「籌備員」のなかには、呉張氏をはじめ13の幫を代表する糸廠女工団の指導者の大部分が含まれている。13の幫を基礎にした組織形態に加えて、この指導者個人の重複からみても、結成が進められた女工協会の実態は、22年から23年にかけて出現した女子工業進徳会や糸廠女工団と、ほとんど同一であったと考えられる。

「籌備員」とともに「職員」として扱われているのが「名誉董事」であるが、それには女工自身が就任するわけではなく、外部からの支援者としての名士の就任が予定されている。40人の「名誉董事」のうち何らかの経歴が判明するのは、私が調べたかぎりでは26人である。この26人の経歴で目につくことは、第1に中華民国成立時に国会議員であった人物が8人おり、そのなかの6人は国民党に所属していたことである⁵⁾。この6人のなかの胡應庚、褚輔成、王玉樹、それに徐蘭墅の4人は、1922年に上海女権運動同盟会が女性の権利の拡張と憲法上での男女平等の規定を求めて実行した請願を、国会に紹介したことがあった⁶⁾。

次に目につくのは、江蘇省の第3期の省議会議員が4人いることである。国会議員の場合は一定の党派でのまとまりがあったが、省議会議員のほうは選出地域でのまとまりがあり、全員が9区の淮属(ここには穆志英の出身県である塩城県など、江北の6県が含まれている。)の選出議員である(『申報』1921年10月18日、11月4日)。この議員のなかには女子工業進徳会の結成に関係した呉彝伯(鴻壁)も含まれているが、上海に多数の女工を供給していた地域で選出された省議会議員に、女工協会結成への支援が期待されていたのであろう。

以上は男性の「名誉董事」であるが、女性のそれとしては黄宗漢、沈儀彬、程婉珍それにアンダーソン(Mary Anderson)の名前があげられている。アンダーソンは共同租界の工部局の招きで幼年工法の作成のために中国に来ていた人物であるが、それ以外の中国人の女性に共通

しているのは、いずれも上海女権運動同盟会の理事だという点である⁷⁾。この女権運動同盟会は糸廠女工団の活動をしばしば支援しており、こうしたことが女性の「名誉董事」の人選につながったものと考えられる。

こうしてみると女工協会の結成にあたっては、国民党系の旧国会議員や女工の主要出身地域選出の省議会議員からの、また上海で活動していた婦人団体のなかでは女権運動同盟会からの援助が期待されていたことがわかる。女工協会の結成にあたって発表された「名誉董事」は就任を折衝中の人物であり、本人の了解を得ているわけではなかったが、国民党系の旧国会議員の場合はともかく、省議会議員や女権運動同盟会の理事については、ただ名前だけの「名誉董事」で終わったわけではないようである。このことは、争議の収拾過程で判明する。

女工協会の結成目的は端的には示されていないが、「簡章」の第2条や2回にわたって発表された「宣言」からおよそのことは知り得る。結成準備会の直後に発表された最初の「宣言」(『民国日報』1924年1月15日)は、女工たちが様々な困難に遭遇している原因として、相互の連帯の欠如、教育の不足、知識の低さなどをあげていた。「簡章」の第2条と第2回の「宣言」もこれと同じように、女工の連帯の実現、教育の普及、それに衛生の研究の必要を指摘しており、女工協会の結成の主な目的が女工の啓蒙・教育にあったことが推察できる。

女工協会の結成準備に対して経営者側は敏感に反応したようで、準備会の開催からまもなく、女工協会との関わりが強かった江北出身の女工が解雇されるといううわさが流れた。経営者側の動きに対して女工協会ではすぐに抗議の行動をとったが、この問題に関連して女工協会が糸繭総公所に出した書簡には、女工協会の主要な構成員の工場内での地位を示唆する興味深い内容が含まれている。

書簡は待遇の平等と労働時間の短縮を求めて3年になると、女工協会の活動の開始を女子工業進徳会の結成が計画された22年においたうえで、3点について経営者側の行為を非難して

いる(『民国日報』1924年3月26日)。第1点は管車の年末の手当に関するもので、その支払いについて女管車が男管車と平等に扱われていないことを非難している。第2点は江北出身の女工の解雇問題に関するものであるが、女工協会の非難は、いくつかの工場がある「保標」に女工の募集を肩代わりさせ、それまでいた女工を交代させようとしていることにおかれている。第3点は賃金の問題であるが、4角5分の賃金を3角8分に改定したことを非難している。

第3点にある賃金の改定は、夏挽から春挽への移行にあたってこれまで慣習的に行なわれてきたのであるが、拙稿でも言及したように、22年の争議の時にも、女子工業進徳会がこのような季節による賃金の改定に反対していた。この第3点だけが主に一般の女工に関係する問題であるのに対して、第1点と第2点には女管車独自の問題をめぐる非難が含まれている。

年末の手当の支払いをめぐる男管車と女管車の不平等は、この時にはじめて問題になったわけではなく、この年の旧暦の年末を迎えて、男管車との年末手当の不平等の改善要求が、徳業糸廠の5人の女管車によって「糸繭女工団」に持ち込まれていた⁸⁾。このことを報道した『民国日報』(1924年1月19日)の記事によれば、製糸工場の規定では旧暦の年末には男女の管車に「双俸」を支給することになっているが、往々にして男管車は女管車を欺いて「単俸」を支給することが多く、徳業糸廠の5人の女管車はこの不平等の改善を、女工団に訴えた。ここに出てくる「双俸」とか「単俸」というのが何を意味しているのかよくわからないが、旧暦の年末の利益配分にあたって、職員には一月分あるいは二月分の賃金が支給されていたようであるから⁹⁾、この二月分と一月分の違いであったのかもしれない。また支給額の違いがなぜ男管車の欺瞞と関係があるのか、手当の支給方法も不明だが、いずれにせよ第1の点は管車内部の性による待遇の不平等を問題にしているのである。

管車は一定数の繰糸設備ごとに配置され、労働の指導・監督にあたるだけでなく、必要な数の女工の募集にもあたっていた。第2の点は経

営者側によるこの管車の女工募集権の侵害を非難しているものであり、江北出身の女工を排除しようとする動きへの非難には、一般の女工の生活の擁護と女管車の既得権の保持という2つの面が含まれていたことがわかる。

女工協会の結成準備に対して、営業者側ではそれに密接な関係を持っていると思われた江北出身の女工を、解雇しようとする動きを示した。女工協会結成の準備へのこの営業者側の対応に対して、女工協会側では江北出身女工の雇用の維持や季節による賃金の改定の廃止といった、一般の女工の利益に関わる要求を提起しただけでなく、同時に管車の既得権の保持や管車の待遇の性による不平等の改善という、女管車の利害に関わる問題の解決も提起していたのである。

III. 争議の解決条件をめぐって

ストライキに入った女工たちに対して、製糸工場の営業者たちは17日の会合で決定したとおり、警察の保護をうけて20日から操業を再開する意思を表明した。ただ一部の意見として出されていた、損害の女工たちへの賠償要求は実行することはせず、また争議の過程で逮捕された女工9人のうち、主だったもの2人以外は釈放を認め、その2人についても操業再開後に問題が生じなければあまり責任を追及しないことにした(『申報』1924年6月20日)。しかし当日の20日に工場に來た女工は僅かで、比較的多かった同豊永でも3分の1の女工しか就業せず、雲成や物華に至っては1人も就業しなかったといわれている(『申報』1924年6月21日)。翌日の21日も、同じような状態であった。営業者側の操業再開の動きに対して、20日前後にはむしろ女工の側から高度な内容の解決条件の提示があった。

ストライキに入った女工たち自身に、要求を整理して営業者側と交渉ができるようなまとまりが欠如している状態の下で、すでに争議発生の数日後あたりから、女工たちに代わって解決のための条件を提示しようとする団体が出現していた。最もはやくから解決のための条件を提示していたのは、先に言及したように糸紗女工

協会であった。

争議が発生すると、女工協会では穏やかに解決するように会員を派遣して秩序の維持にあたるとともに、「職員」20人ばかりを集めて会議を開き解決条件の整理を始めた。女工協会がまとめた条件は4項目からなっているが、そのなかの2項目では省当局への請願の実施や、省や県当局そして各社会团体への道理のある対処の要望があげられており、女工たちのための解決条件といえるのは、前年の「省令」が定めた労働時間の遵守と4角5分の賃金の回復という2項目である¹⁰⁾。

「職員」会議の決定に従って、女工協会は省長等に於てた請願文を発表したが、そのなかでは労働時間の短縮と4角5分の賃金の回復という2項目に、逮捕された女工の釈放要求が加えられている(『時報』1924年6月20日)。このように争議が発生してから3、4日後には、女工協会は解決条件に関する方針を決定し、この方針にそった争議の解決を省当局に働きかけていたのである。

ところでこの頃の中国共産党の労働運動の指導者の1人であった鄧中夏も、この争議に関心を示し、「糸廠女工罷工平議」と題する評論を、争議の最中の6月21日付の『民国日報』の『覚悟』に発表していたが、この評論は女工協会の活動が省当局への請願文の発表にとどまっていなかったことを示唆している。この評論のなかで鄧中夏は、争議の発生が女工協会の指導によるものではなく、女工たち自身の意思によるものであることなどを、争議が正当である理由としてあげるとともに、女工協会の主任である穆志英はすでに南京に行っており、同会の上海での活動は停止した状態にあることを指摘していた。

このようにまず女工協会が争議の解決条件を提示し、その条件での解決を省当局に働きかけていたわけであるが、経営者側が操業の再開を予定していた20日頃には、女工協会のものとは異なる解決条件が新聞紙上で報道されるようになった。1924年6月21日付の『時報』は、前日に女工側のものとして掲載した8条の解決条

件が誤報であったとして、女工協会の関与についての言及を削除するとともに、「女工之正式条件」16条を掲載した。この「条件」には最高賃金額を5角に引き上げる要求のほかに、幼年工の保護、工会の承認、労働者の経営者との直接交渉権の承認、産前産後の休暇とその間の賃金の支給などの要求が含まれている点で、女工協会が提示した解決条件とは異なっている。

この16条の解決条件について、まず明らかにされねばならないのはその提案者であるが、当時の史料はこの点に関する明確な情報を与えていない。ただ近年の中国の研究者のなかには、この16条を向警予の指導の下で提起された女工たちの要求と理解し、彼女が女工協会とは異なった方針で争議の解決にあたっていたことを主張している人がいる¹¹⁾。この研究者自身も的確に論証できる史料を提示しているわけではないが、16条のなかに女工協会の団体としての性格と矛盾する要求があることや、先に言及したようにこの時点では穆志英が上海を離れていたことを考えれば、この解決条件が女工協会とは別の対抗的な個人か団体によって決定されたものであることは、少なくとも明らかである。

女工協会の団体としての性格と16条の解決条件の内容との矛盾という点で重要なのは、第10条である。第10条では虐待の事実や特別の事情がある場合には、労働者が直接に経営者側に訴えることができるとしている。拙稿でも指摘したように、こうした労働者の経営者側との直接の交渉権を女子工業進徳会の規約は否定していたが、すでに述べたように女工協会はこの女子工業進徳会の系譜を引く団体であった。

16条の解決条件を決定し提示したのが、女工協会とは別の対抗的な個人か団体であったとしても、その個人や団体がただちに向警予や共産党と結びつくわけではない。しかしすでにこの時期、向警予が上海の国民党婦女部を足場に女工の組織化に着手していたこと、それに共産党の女工協会への評価が否定的なものに変化していた事実は、向警予と16条の解決条件との関連付が成立する可能性を示唆しているといえよう。

向警予は共産党の2全大会以来、婦人運動の指導者として活躍しており、『婦女週報』などにおいて製糸女工の問題にもしばしば言及し、女子工業進徳会の系譜を引く糸廠女工団については好意的に論評してきた。国共合作の成立後は上海で国民党婦女部の「助理」に就任していたが、共産党では国民党婦女部での活動に女工の組織化も期待していた。実際に、向警予は楊之華らとともに製糸工場にも出かけて、女工への働きかけを行っていたようである¹²⁾。もっとも共産党の側からの女工の組織化は、24年の争議の時点においてはあまり大きな成果を上げていなかったようで、ちょうどこの争議の頃に発表された共産党の婦女部の報告は、上海の国民党婦女部での活動に言及し、女工への働きかけの成果が十分でないことを批判していた¹³⁾。

この共産党婦女部の報告は女工協会についても言及しているが、その指導権は「流氓」に握られているとして、そこへの女工の結集に否定的な姿勢を示している。しかし共産党のこのような女工協会への姿勢は、これ以前から一貫していたわけではなかった。向警予はもともと女子工業進徳会系の女工団体に好意的であったし、陳独秀は『嚮導』誌上において女工協会の結成に言及し、女工たちの実際の生活に役立つ活動をするなど希望しながら、それを祝賀する姿勢を示していた¹⁴⁾。共産党婦女部の報告だけでなく、先に言及した鄧中夏の女工協会への認識から考えても、共産党の女工協会に対する評価は、その結成準備の具体化からほぼ半年の間に大きく変化していたのである。

20日の操業再開も実現せず争議が長引くなかで、経営者側では女工の賃金や「存工」を清算して休業に入ることを決定した。しかしかたに不況とはいえ夏挽の開始時期に本当に休業に入ることは考えられず、これはいわば女工に対して生計の面から復業を余儀なくさせようとする、ストライキへの経営者側の対抗手段であった。事実、休業を決定する一方で、女工への復業工作は続けられていたのである。しかし女工たちのなかには、16条の解決条件が承認されねば復業しないという態度を表明するものもいた

ようである(『申報』1924年6月24日)、解決の可能性は容易に見出せなかった。

こうした状態の下で、争議の解決にむけて上海の社会团体による調停活動が始まった。上海の社会团体が連合して争議を解決に導こうとする動きは、上海女権運動同盟会や上海工団連合会を中心に始まった。このなかで最もはやく調停活動に入る姿勢を示したのは工団連合会であり、18日の会合で徐錫麟ら3人を代表に調停活動を始めることを決定していた。工団連合会のこうした対応のはやさには、女工協会がその構成団体の1つであったことが関係していたのであろう。実際に、工団連合会には女工側から救済の訴えがなされていた(『民国日報』1924年6月19日)。

諸団体の連合した調停活動は、女権運動同盟会や工団連合会など6団体の呼び掛けで25日に始まった(『申報』1924年6月25日)。すでにふれるところがあったように女権運動同盟会は糸廠女工団の活動を支援したことがあり、女工協会の結成準備にあたって支援が期待されていた。女権運動同盟会等の呼び掛けで6月25日に開かれた会合に参加した団体は20余団体にのぼったが、協議の結果、ストライキは労使双方にとって好ましくないものであるという認識から、経営者側と女工側に代表を派遣して調停を行ない、争議を解決に導くことが決定された。代表に選ばれたのは7人で、沈儀彬、黄紹蘭(以上は女権運動同盟会)、邵力子、陳壽の4人が糸廠総公所に、徐錫麟(工団連合会)、李成、王基永の3人が女工側に派遣された(『申報』1924年6月26日)。

事前の会合で協議した諸団体は、女工たちの要求を賃上げ、団体の結成、労働時間の短縮の3点にまとめていたが、糸廠総公所にでかけた4人の代表は、この3点について経営者側の意向を打診した。しかし応対した協理の黄摺臣と虹口糸廠会商処の朱静庵は、夏挽期の開始にあたって予定していた賃金の改定と、逮捕されていた女工の釈放についての意思を表明したのみであった。他方、女工側に派遣された3人の代表が行った先は、女工協会であった。上海の諸

団体は、女工協会が女工側を代表するものと認識していたわけである。

こうして上海の社会団体の連合した調停が実行に移されたのであるが、調停活動はすぐに中断してしまった。というのは南京において、女工協会が省議会議員を仲介に解決のための交渉を経営者側とひそかに進めており、交渉はさらに上海で継続して行なわれることが判明したからである。このニュースを諸団体に伝えたのは、女工協会の穆志英であった(『民国日報』1924年6月27日)。女工たちがストライキを堅持している一方で、女工協会では省議会議員を仲介に糸繭総公所と争議の収拾について、南京で交渉していたのである。女工協会と糸繭総公所との秘密裏の交渉の進展を知らされた諸団体は調停活動を中断し、進行している当事者間の交渉に解決をまかせることにした。

女権運動同盟会などの諸団体が調停活動を中断したことについては、あくまでも活動を継続すべきだとする批判もあった(『民国日報』1924年6月27日)。しかし諸団体の調停活動が糸繭総公所と女工協会を相手になされていたことを考えれば、省議会議員を仲介に間接的なかたちではあれ、調停を受けた当事者同士が解決のための交渉に入った以上、それが実質的な意味を失ったことは否定し得なかった。

こうして上海では淞滬警察庁も含めて、女工側は女工協会が、経営者側は糸繭総公所が代表するかたちで、南京での交渉を基礎に争議終結のための協議が進められることになった。上海での協議で中心的な議題となったのは、賃上げ額の決定と女工団体の結成認可の2点であった。

すでに指摘したように、女工協会では争議の解決のための条件の1つとして、当初は4角5分の最高賃金額の回復をあげていた。しかし上海での協議の様子は、この条件をあくまでも実現させようとする意思が、女工協会には無かったことを示している。女工協会から解決のための条件をまとめた書簡を得た淞滬警察庁は、糸繭総公所総理の沈聯芳と虹口糸廠商処の朱静庵との協議において女工側の要求にふれ、僅かに1分の賃上げを要求していると述べているの

である(『民国日報』1924年6月28日)。書簡には6項目の条件が付けられていたようであるが、賃金問題については、女工協会では争議の発生当初の賃上げの条件を後退させていたことがわかる。

女工団体の結成問題は、女工協会がもともと提起していた解決条件のなかには含まれていなかった。女工団体の問題は、むしろ16条の解決条件の提示を契機に表面化した。しかし22年の女子工業進徳会の結成計画をみれば、穆志英らがこの問題に無関心でなかったことは明らかである。女工協会が女工側を代表するかたちでの解決交渉が進展するなかで、女子工業進徳会、糸廠女工団、糸紗女工協会といった名称で結成が計画され実際に活動してきた女工団体の公認を、穆志英らは経営者側に求めた。

女工団体の結成問題についても、賃上げ問題について警察庁と経営者側の協議が行なわれたのと同時に、経営者側代表と女工協会の幹部を含む女工側代表との間で協議が行なわれた。この協議のなかにおいて女工側の代表は、女工の知識や人格の向上と人道にもとるような労働状態の改善という、女子工業進徳会の時と同じような理由をあげて、女工団体の結成の認可を求めた(『民国日報』1924年6月28日)。結成された女工団体の具体的な内容については次にあらためて検討するが、女工側の要求に対して経営者側も女工の管理という観点から了解を与え、1分の賃上げ、女工団体の結成認可、逮捕されていた女工の操業再開後の釈放を条件に、24年の争議は6月28日に収束した¹⁵⁾。

女工協会によって進められた収拾工作に対して、女工協会に対抗的な内容が含まれていた16条の解決条件を提示した勢力が、どのように対応しようとしたのかという点については、当時の史料のなかに何も知ることができない。しかし調停活動を始めようとした諸団体と女工協会との関係、それに調停活動の中断の経緯を考えれば、24年の製糸業の争議に関心を抱いた上海の諸団体の多くが、女工協会による争議の収拾を尊重していたことは明らかであり、女工協会の収拾工作とは別の解決の道を探ることは困難

であつたらう。

それではいわば一般の女工の切実な賃上げ要求を後退させて女工協会が結成の認可を得た女工団体とは、どのような内容のものであつたらうか。次に、この点について検討することにしよう。

IV. 糸繭女工会の成立

1分の賃上げ、女工団体の結成認可、逮捕されていた女工の釈放を条件に、24年の製糸業の労働争議は解決したのであるが、結成すべき女工団体の内容については、女工側と経営者側で共通した理解が成立していたわけではなかった。女工団体の内容に関する女工協会と糸繭総公所との協議は、操業再開後に始められた。

両者の協議は7月に入ってから上海で始まったが、それは南京で争議の解決にもあたった、双方の2人の省議會議員が交渉するという形態をとっていた。女工協会側の代理人となつたのは、その結成の準備にあたって「名誉董事」の1人にあげられていた呉彝伯であり、糸繭総公所側の代理人で、省議會議員でかつ宜溧金繭業公所の董事でもあった陳仁厚(人厚)と協議することになった。上海において両議員の間での協議が始まってまもなく、女工団体の内容についての最終的な合意が成立した。合意事項は、次の6点である。①糸繭女工会議処を糸繭総公所に付設する。②糸繭総公所は女工会議処に、毎月500元の経費を支給する。③女工会議処は20人の女工を招聘して調査員とする。④調査員の人選にあたっては糸繭総公所の同意を得る。⑤調査員はその任務の遂行にあたって、糸繭総公所側のそれと共同して行なう。⑥女工会議処は、今後はストライキを発生させないことを保障する¹⁶⁾。

結成すべき女工団体の内容については、以上の6点の合意が成立したのであるが、この合意には穆志英らのもともとの要望のすべてが盛り込まれていたわけではなかった。女工団体の内容については、争議が収束する以前の南京での交渉の時点から穆志英が要望を出していたようであるが、経営者側から同意が得られないでい

た問題が2つあった(『民国日報』1924年7月1日)。

1つは、女工団体の経費を女工の賃金から控除することである。合意事項のなかではこの要望は承認されていないが、その代わりに糸繭総公所が経費を補助することになったのであろう。もう1つは、女工団体の機能に関する問題である。これは女子工業進徳会の結成計画の時点からのことであるが、穆志英らには一定の職種の女工を女工団体から工場に派遣しようという考えがあった。女子工業進徳会ではまず女管車に入会を勧めたが、正式に成立した後の予定として、各製糸工場が女工を雇用する場合、同会が報告を受けて女工を派遣し、労働時間や賃金の決定にもあたることになっていたといわれている(『民国日報』1922年7月26日)。南京での交渉の時にも、穆志英は各製糸工場の女管車を女工団体が派遣することを要望していた。6点の合意事項を見るかぎりではこの要望も認められなかったようであるが、女工団体の結成にあたって穆志英らは、クローズド・ショップ制の実現を期待していたことがわかる。このように穆志英らが構想した団体そのものではなかったが、22年に最初に計画された女工団体の結成が、24年の争議を契機に糸繭女工会(以下、しばしば女工会と略称する。)という名称ではじめて経営者側によって承認されたのである¹⁷⁾。

成立した女工会の主任に就任したのは穆志英であるが、先の6項目の合意事項のなかにあった調査員というのが女工会の幹部を構成したものと考えられる。その任務については、合意事項のなかでは規定されていないが、後の女工会の活動の事例から推測して、女工の労働状態の調査や労使間の紛争の防止にあたることが期待されていたと思われる。調査員の人数は当初は20人の予定であったが、実際には48人に増員された。この調査員がどのような基準で選ばれたのか、具体的に明らかにしている史料はないが、日本人の調査では、「該會議所調査員ノ如キ殆ンド女工頭目ヲ網羅シ居リ謂ハハ一種ノ懷柔策ニ過ギザルヤノ觀アリ」とか¹⁸⁾、「女工間には江北人とか紹興人といふ様に地方的に系統があ

ってそれに各々親方とも見るべきものがあるから、彼等を調査員なる名目の下に懐柔して」争議の発生を未然に防ごうとした¹⁹⁾、といったような論評がなされていた。

これらの論評から、調査員として女工会の幹部を構成したのは一般の女工ではなく、もともとから女工のなかで頭だったような人物や、13の幫の代表者であったことがわかるが、女子工業進徳会以来の女工団体の結成計画との関連で、さらに検討を深めておかねばならないのは、日本人の調査がいうところの「女工頭目」や「親方」の製糸工場内における具体的な地位である。この点に関して女工会成立の翌年、翌々年頃の新聞を見ると、調査員と称されるような女工会の幹部には、女管車が就任していたと判断できるいくつかの記事がある。

1925年に上海の乾姓糸廠で、ある剝繭女工が繭を盗んだのを監督者に発見され、罪を逃れるために女工会の会員だと称したが、調査にやって来た穆志英は工場側に対して、「工会の会員は女管車と車間の熟練工だけである」と述べ²⁰⁾、この女工の申し立てが虚偽であることを証明した。同年の11月、上海の製糸工場の著名な経営者の1人で、糸繭総公所の董事でもあった奚雨臣の死去にあたって、穆志英と「各幫の女管車」は一般の女工を代表して「万民傘」を送った(『時報』1925年11月15日)。翌年1月、女工会は各工場の女管車を集めて争議の発生防止策について協議したが、そのなかで該会の会員は「各工場の女管車と繰糸女工」であることが言明されていた(『時報』1926年1月12日)。

これらの新聞報道からわかるように、成立後の女工会には製糸工場のあらゆる職種の女工が参加できたわけではなく、会員は女管車と正車と呼ばれる正規の繰糸女工に限定されていたのである。従って製糸工場のなかでも車間＝繰糸室以外に配置されている女工や、繰糸室のなかでも一人前の繰糸女工ではない替車や盆工には、女工会への入会が認められていなかったのである。この会員構成上の事実から、女工会は職能別組合という性格をもっていたことがわかる。

女工会の会員が女管車と正車で構成されてい

たといっても、労働問題に関する該会の意思決定に両者が対等に関与していたわけではなかった。26年1月に開かれた争議防止策を協議するための会合に参加したのが、女管車だけであったことから明かなように、正車は女工会の意思決定にほとんど関与しておらず、女工会は実質的には女管車たちの団体であった。そして奚雨臣への「万民傘」の贈与にあたって、幫ごとに女管車が行動していることにうかがえるように、女工会の幹部となった女管車は幫の代表者のような立場にもいたのである。

こうしてみると先に引用した日本人の調査がいうところの「女工頭目」とか「親方」というのは、製糸工場の車間に配置されている女管車たちのことであり、また幫の代表者のことであったと考えられるのであるが、女工会の幹部のすべてが現職の女管車であったというわけではなかろう。女工会の成立にあたっては、穆志英が失業中の女工を招聘して労働状態の調査にあたらせたともいわれているし(『申報』1924年7月30日)、また穆志英自身がもとは女管車であったものの、この時点では現職ではなかったと考えられることから、女工会の幹部になったのは女管車およびその経験者であったといったほうが正しいのかもしれない。

成立した女工会は、しばらくして「糸繭女工会議処簡章」を制定した。それは11項目からなっているが、重要な内容は次の5点である。①女工の生活の維持と福利の増進を目的とする。②幹事長や副幹事長を置く。③各工場の女工で要求があれば本会に報告し、幹事長が幹事員を召集して討議し、そのうえで糸繭総公所と交渉することとし、ストライキを起こすことは認めない。④本会は名望のある4人の人を顧問に迎え、指導を受ける。⑤本会は女工から経費を徴収せず、糸繭総公所から毎月300元の補助を受ける(『申報』1924年7月30日)。

この「簡章」で定められている役員の幹事長と幹事員は、成立当初の女工会の主任と調査員に相当するものと考えられる。「簡章」の制定後は穆志英の役職名は幹事長に変わっているが、当初は調査員として選ばれた各幫を代表する女

管車も幹事員に役職名が変更されたのであろう。氏名が判明する十数人の幹事員のなかには、女子工業進徳会の発起人や糸紗女工協会の「籌備員」、それに糸廠女工団が23年7月に起こした争議で逮捕された人物が含まれている(『民国日報』1924年8月12日, 1925年3月1日)。

女工会の目的についてみると、確かに女工の生活の維持や福利の増進を掲げている。しかし女工の利益は女工自身が経営者側と直接に交渉し、場合によってはストライキという手段に訴えて守るのではなく、実質的には女管車集団によって運営されている女工会による、経営者側との交渉という方法で守らねばならないことが規定されているのである。ここで思い起こさねばならないのが、24年の争議の過程で提起されていた16条の解決条件である。女工会は会員を女管車と正規の繰糸女工に限定したうえで、16条の解決条件にあったような女工の経営者側との直接の交渉権を否認し、すべての紛争を実質的には女管車集団と経営者側との交渉によって解決することを目指していたのである。

実質的には女管車団体である女工会が、女工の生活の擁護という目的にそって採用した基本方針は、製糸工場の操業の安定的維持であった。この基本方針には、女工側におけるストライキの発生の防止と、経営者側の経営面での努力や女工の生活への配慮という2つの内容が含まれていたが、この方針の下に女工会の労使協調の立場に立つ活動が可能になった。労使協調の立場から紛争の発生を防止しようとする女工会の活動は、成立直後に直面した江浙戦争の影響下での工場の操業の維持をめぐる、また翌25年2月の在華紡での争議や5・30運動の波及の回避をめぐる展開した。

すでにふれたように24年度の製糸工場の操業は不況の状態が始まったが、これに追討ちをかけたのが江浙戦争の発生であった。内戦の発生は上海との交通を遮断するなど、とくに無錫の製糸業に大きな打撃を与えた。これに比較すれば上海の製糸業が受けた打撃は小さかったが、それでも金融が逼迫し金利が高騰した²¹⁾。こうした製糸業の困難な状態の下において、女工会

の最大の関心は女工の生活を擁護し秩序を守るための工場の操業の継続におかれた。

製糸工場の操業の継続を可能にするために、女工会が採用した方策は賃金の引き下げであった。24年の争議の原因になったように、この年の夏挽期の最高賃金額の決定にあたって、経営者側は前年の同時期より3分減額した。争議が女工協会の指導の下に解決した結果として、賃上げ額は1分にとどまったが、江浙戦争の発生という困難な状態の下で経営者側に操業を継続させるために、女工会はこの1分の賃上げを反古にただけでなく、最高賃金額を4角にまで減額しようとしたのである(『時報』1924年11月18日)。

翌25年2月に発生した上海の在華紡での争議の収拾に努力していた穆志英は、製糸業についても女工会の「職員会議」を召集して、労使間の秩序を維持し、双方の利益を実現するための対策の決定を趣旨とする「全体会員大会」の開催を提案した(『申報』1925年3月12日)。「全体会員大会」はほぼ半月後に開かれたが、参加者は100人余りで実は「職員会議」の参加者数とあまりかわらない。このことは大会の名称にもかかわらず、一般の繰糸女工が参加していたわけではないことを示唆している。

「全体会員大会」では女工内部の秩序を維持し製糸資本家の営業に配慮するという趣旨で、女工たちを労働に専念させるように「講演隊」を組織して女管車に演説して回ることに、「調査隊」を各工場に派遣して女工たちの成績を調査し優劣を区別することの2点を決定した。また経営者側に対しては紛争が発生する原因とならないように、労働時間を統一することを要望している(『民国日報』1925年3月30日)。このように在華紡の争議の波及を回避するために、女工会では経営者側には紛争の原因を作らないように要望するとともに、女工たちに対しては女管車を中心にその秩序の維持にあたらうとしたのである。

操業の安定的維持という女工会の基本方針は、5・30運動の展開に対しても採用された。女工会は5・30事件が発生してからまもなく「臨時

職員会」を開いたが、そこでの穆志英の提案は被害者への援助、対外交渉の満足な結果の実現、製糸工場の操業維持の3点からなっていた(『申報』1925年6月5日)。製糸工場の操業維持という穆志英の姿勢は、5・30運動への対処について協議するためにやって来た、蘇州や無錫の女管車たちへの返答にも具体的に表われており、賃金の一部の抛出による運動への資金援助の意思を示しつつも、女工に損害を与えないという理由によるストライキの回避を第一義的に表明していた(『申報』1925年6月8日)。

こうしてみると穆志英らが最も重視していたことは製糸工場の操業の安定的維持であり、女工会の「簡章」が掲げていた女工の生活の擁護という目的も、それを前提にして実現するものと考えられていた。このために内戦等の困難に直面すれば賃金を引き下げてでも操業の維持をはからねばならず、また製糸業の内的要因によるものはもとより、外的要因によるものについても、ストライキの発生は極力回避されねばならなかったのである。

おわりに

1922年以来の製糸業の労働争議史において、24年の争議の結果は、女工団体の結成がはじめて経営者側によって承認された点で特徴的であった。職能別組合としての性格を有し、実質的な運営権は女管車集団によって掌握されていたこの女工団体＝糸繭女工会の成立は、穆志英らが22年の争議の時から追求してきた課題の達成を意味した。

一方、24年の争議と26年のそれとの関係については、次のような点に注目しておく必要がある。まず第1点は、争議の解決をめぐる、穆志英らとは対抗的な勢力が出現していたことである。第2点は、成立してからまもなく、女工会の内部に分化が生じたことである。分化は、江浙戦争下で製糸工場の操業を維持するために、穆志英が採用した賃金の引き下げという方策をめぐるまず発生し、ついで翌年の5・30運動以後により明確なかたちで進行した。穆志英らの集団にはもともと分化する要素があったよう

で、すでに言及した中国共産党婦女部の報告は、糸紗女工協会について、指導権を掌握している「流氓」とともに、勇敢に奮闘する一部の「女工の領袖」の存在についても指摘していた。

(広島大学文学部)

注

- 1) 「上海女子工業進徳会の結成計画と製糸女工の活動」『下関市立大学論集』第32巻1号(1988年5月)。
- 2) 上海の在華紡における、1922年までの労働争議の諸特徴の1つとして、工頭層が独自の勢力として活動を展開していたことがあげられている(高綱博文「日本紡績資本の中国進出と『在華紡』における労働争議」歴史学研究会(編)『世界史における地域と民衆(続)』—1980年度歴史学研究会大会報告一、1980年11月、142頁)。
- 3) 争議の発生過程に関する新聞報道にはしばしば重複が見られるが、1924年6月17日から20日までの『時報』、『申報』、『民国日報』の記事からまとめた。
- 4) 「上海糸紗女工協会籌備処簡章」の全文と「籌備員」および「名誉董事」の氏名は、それぞれ1924年1月6日付の『時報』、『申報』、『民国日報』と、同年1月8日付の同じ3紙に掲載されている。
- 5) 張玉法『民国初年の政党』(中央研究院近代史研究所專刊49、1985年)所収の「付録2 両院議員表」を参照。
- 6) 談社英(編著)『中国婦女運動通史』、1936年、126頁。
- 7) 談社英前掲書、125頁。
- 8) 糸繭女工団も13の幫を代表する呉張氏らをリーダーとしており、糸廠女工団と同一の団体と思われる。女工協会の結成準備と女工団への要求の持ち込みとの関連は明らかでないが、女工協会の非難の第1点はこの要求を取り上げたものであろう。
- 9) 「上海糸廠業之調査」『経済半月刊』第2巻12期(1928年6月)、5頁。
- 10) 『時報』、『民国日報』1924年6月18日。上海商務官事務所『最近中国罷工事情』、1925年、17-18頁。
- 11) 姜沛南・陳衛民「上海招牌工会の興亡」『近代史研究』1984年6期、70-71頁。
- 12) 中華全国婦女連合会『中国婦女運動史』、春秋出版社、1989年、189頁。
- 13) 中国共産党婦女部「關於中国婦女運動的報告(節録)」中華全国婦女連合会婦女運動歴史研究室(編)『中国婦女運動歴史資料』(1921-1927)上、人民出版社、1986年、173-74頁。
- 14) 「祝上海糸紗女工協会成功」『嚮導』第52期(1924年1月)、1頁。
- 15) 労働時間の問題については、どのように協議されたのか明らかでないが、22年の女子工業進徳会の時の穆志英らの主張から判断して、当然、協議の対象になったものと考えられる。後に穆志英らは10時間

労働が実施されているとの、製糸女工の労働時間の実状についての認識を示しているが(『時報』1926年1月12日)、このような認識を生み出すような労働時間についての何らかの了解が、穆志英ら女工協会側と経営者側との間で成立していたのかもしれない。

16) 『時報』1924年7月8日、この記事では、毎月の糸繭総公所からの手当の支給額が500元となっているが、その後の新聞記事では300元となっている。

17) 6点の合意事項では、女工団体名は糸繭女工会議処となっていたが、その後、糸繭女工会という名称で新聞紙上で報道されることが多くなるため、この団

体名で統一しておく。

18) 前掲『最近中国罷工事情』、23頁。

19) 蚕糸業同業組合中央会『支那蚕糸業大観』、1929年、308頁。

20) 『申報』1925年8月22日、この新聞の原文では「糸廠女工会」という名称で報道されているが、指導者はやはり穆志英であり、糸繭女工会と同一の団体と考えてよい。実際に、『申報』の1924年7月30日付の記事では、糸廠女工会と糸繭女工会を同一視している。

21) 前掲『支那蚕糸業大観』、372頁。

農 業 経 済 研 究 第 63 卷 第 2 号

(発売中)

農業と製造業の国内資源費用……………杉本義行
——シャドウプライスの計測方法とその適用——

稲作の機械化技術と大規模借地農成立可能性に関する計量分析……………近藤 巧
農協経営の技術効率性とその要因……………茂野隆一
北海道における農村集落の再編過程……………柳村俊介
——地域農業の単一化および分化との関連を中心に——

《研究ノート》

稲作経営における見積労賃の規模間格差が農地の流動化に与える影響……………神門善久

《書 評》

相川哲夫著『農村空間整備論—ゆたかな社会の村づくりの原論—』

／『実践・農村計画のシステム・テクノロジー—診断から処方箋づくりへの
新手法—』／『地域整備のシステム計画法』……………久保田義喜

Y. Hayami, Ma. A. R. Quisumbing, and L. S. Adriano, “Toward an Alternative
Land Reform Paradigm: A Philippine Perspective”……………藤本彰三
立岩寿一著『現代アメリカ農業の形成—両大戦間期コーンベルトを中心として—』

……………堀口健治

《談話室》

第8回国際農村社会学会議について……………長谷川昭彦

B5判・62頁・定価1240円 日本農業経済学会編集・発行／岩波書店発売